

指 名 停 止 と 同 様 の 措 置 の 概 要

1. 業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町 1-12-30	

2. 措置期間 令和 7 年 8 月 2 8 日～令和 7 年 1 1 月 2 7 日（3 か月）
 （※今後、有資格者となった場合この措置期間の始期から 3 か月の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

日新興業(株)は建設業の許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を締結した。当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から令和 7 年 3 月 4 日付けで営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。
 以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 1 4 項に該当。

措 置 要 件	期 間
別表第 2（第 2 条，第 4 条－第 6 条，第 8 条関係） 贈賄，談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準 （建設業法違反行為） 1 4 有資格者が，建設業法第 2 8 条の規定に基づく次に掲 げる監督処分（同条第 1 項第 1 号，第 2 号又は第 3 号に該 当し，監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 （1）指示処分を受けたとき。 <u>（2）営業停止処分を受けたとき。</u>	 当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内 <u>当該認定をした日から 3 月以上 9</u> <u>月以内</u>

問 い 合 わ せ 先
土浦市総務部管財課契約検査係 土浦市大和町 9 番 1 号 電話 0 2 9－8 2 6－1 1 1 1 （内線） 2 2 2 6・2 2 2 7